

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社 九電工		コード	1959
提出日	2017/6/1	異動(予定)日	2017/6/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案(再任及び新任)が付議されるため、及び取引関係等の記載を更新するため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	渡辺 顯好	社外取締役	○												△			訂正・変更	有
2	倉富 純男	社外取締役	○												○			訂正・変更	有
3	福重 康行	社外監査役																	
4	佐々木 有三	社外監査役																新任	
5	酒見 俊夫	社外監査役	○												○			新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	平成23年6月に社外取締役に就任し、平成25年6月から独立役員、平成28年6月から筆頭独立社外取締役に指定している渡辺顯好氏は、トヨタ自動車九州株式会社の出身者(平成14年6月同社代表取締役社長就任、平成20年6月同社代表取締役会長就任、平成23年6月同社相談役就任、平成27年6月同社相談役退任)です。トヨタ自動車九州株式会社と当社との間には、2,803百万円の建設工事の請負及び2百万円の工事所の賃借料の取引が存在しています。(取引額については全て平成29年3月期末実績)また、当社の筆頭株主である九州電力株式会社の社外取締役ですが、同氏は過去及び現在において同社の業務執行者であったことはありません。	異業種・他業界の代表取締役経験者として培った豊富な経験やグローバルな視点から、取締役会において積極的かつ貴重な発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役として選任しています。また、トヨタ自動車九州株式会社と工事請負契約等の取引関係及び当社の筆頭株主である九州電力株式会社の社外取締役ではあるものの、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の各事項に該当しないことを確認しております。
2	平成28年6月に社外取締役に就任し、同年同月から独立役員として指定している倉富純男氏は、現在、西日本鉄道株式会社の代表取締役社長執行役員です。西日本鉄道株式会社と当社との間には、262百万円の建設工事の請負及び0百万円の当社の仕入れの取引の他、14百万円の株式配当金を受取り、62百万円の株式配当金の支払いがあります。(取引額については全て平成29年3月期末実績)	異業種・他業界の代表取締役社長に就任し、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。また、代表取締役社長に就任する企業において経営企画部長の経験を経験しており、取締役会において客観的に経営の監督を遂行することが期待されていることから、引き続き社外取締役として選任しています。また、西日本鉄道株式会社と工事請負契約等の取引関係はあるものの、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の各事項に該当しないことを確認しております。
3		企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、引き続き社外監査役として選任しています。
4		企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、新任の社外監査役に選任しています。
5	本年6月から社外監査役に就任し、独立役員として指定する酒見俊夫氏は、現在、西部瓦斯株式会社の代表取締役社長執行役員です。西部瓦斯株式会社と当社との間には、0百万円の建設工事の請負及び311百万円の当社の仕入れの取引の他、10百万円の株式配当金を受取り、34百万円の株式配当金の支払いがあります。(取引額については全て平成29年3月期末実績)	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、新任の社外監査役に選任しています。また、西部瓦斯株式会社と仕入れの取引等の取引関係はあるものの、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の各事項に該当しないことを確認しております。

## 4. 補足説明

<p>株式会社九電工 社外役員の独立性判断基準</p> <p>株式会社九電工は、以下の事項に該当しない場合、社外取締役及び社外監査役(以下、社外役員)に独立性があると判断する。</p> <p>社外役員本人、配偶者又は二親等以内の親族について</p> <p>(1)現在において当社又は当社グループ会社の業務執行者である者、又は当該就任の前10年間において当社又は当社グループ会社の業務執行者であった者</p> <p>(2)当社の取引先であって、当社単体の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に、当社単体のその事業年度の売上高の2%を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者である者、若しくは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者である者</p> <p>(3)当社を取引先とする、当社単体の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先単体のそれぞれの直近に終了した事業年度の売上高5%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者である者</p> <p>(4)当社単体の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬(当社役員としての報酬を除く)を受けている者(報酬を得ている者が団体である場合は、その団体に所属する者)</p> <p>(5)当社単体の直近に終了した過去3事業年度の平均年間1,000万円を超える寄付又は助成金を受けている団体等に所属する者</p> <p>(6)実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者</p> <p>【注記】業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の職員、従業員をいう。</p>
---

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。